

立命館大学大学院
2025年度実施 入学試験
博士課程前期課程

法学研究科

法学専攻

入試方式	コース	実施月	論文			外国語		
			試験科目(*)	ページ	備考	試験科目(*)	ページ	備考
一般入学試験	研究	9月	論文2科目 選択	P.1~		英語	外国語 1科目選択	×
						ドイツ語		×
						フランス語		×
		2月		英語		P.9~		×
				ドイツ語		×		
				フランス語		×		
	研究・ 法政リサーチ	9月	論文2科目 選択	P.1~		英語	外国語 1科目選択	×
						ドイツ語		×
						フランス語		×
		2月		英語		×		
				ドイツ語		×		
				フランス語		×		
リーガル・ スペシャリスト/ 法政リサーチ	9月	論文1科目 選択	P.1~					
	2月		P.5~					
社会人入学試験(一般)	リーガル・ スペシャリスト/ 法政リサーチ	9月	論文1科目 選択	P.1~				
		2月		×				
社会人入学試験(有資格者)	リーガル・ スペシャリスト/ 法政リサーチ	9月						
		2月						
外国人留学生入学試験 (RJ方式)	研究	9月	論文2科目 選択	P.1~				
		2月		P.5~				
	研究・ 法政リサーチ	9月	論文2科目 選択	P.1~				
		2月		P.5~				
	リーガル・ スペシャリスト/ 法政リサーチ	9月	論文1科目 選択	P.1~				
		2月		P.5~				
学内進学入学試験	研究	9月						
		2月						
	リーガル・ スペシャリスト/ 法政リサーチ	9月						
		2月						
学内進学入学試験 (経営学研究科との大学院教育 相互協力にもとづく入学試験)	リーガル・ スペシャリスト	2月						
飛び級入学試験	リーガル・ スペシャリスト/ 法政リサーチ	2月						

*選択のなかった科目は掲載していません

【表紙の見方】

×・・・入学試験の実施がなかった等の理由で入学試験問題の作成がなかったもの、または、問題を公開しないもの
斜線・・・学科試験(筆記試験)を実施しないもの

立命館大学大学院
2025度実施 入学試験

博士課程後期課程

法学研究科
法学専攻

入試方式	実施月	専門科目			外国語				
		試験科目(*)	ページ	備考	試験科目(*)	ページ	備考		
一般入学試験	2月	※外国語 2科目 もしくは 専門1科目+ 外国語1科目	×		英語	※外国語 2科目 もしくは 専門1科目+ 外国語1科目	×		
					ドイツ語		×		
					フランス語		×		
一般入学試験 (法務博士)	2月	法哲学 法史学 法社会学 憲法 行政法 税法 刑法 刑事訴訟法 民法 民事訴訟法 商法 労働法 社会保障法 経済法 国際法 国際私法 知的財産法 政治学 政治思想史 国際政治論 行政学	論文1科目 選択	×		外国語1科目 選択	英語	×	
					ドイツ語		×		
					フランス語		×		
一般入学試験 (司法試験合格者)	2月	民法 民事訴訟法 商法 労働法 社会保障法 経済法 国際法 国際私法 知的財産法 政治学 政治思想史 国際政治論 行政学	論文1科目 選択	×		外国語1科目 選択	英語	×	
					ドイツ語		×		
					フランス語		×		
社会人入学試験	2月	民法 民事訴訟法 商法 労働法 社会保障法 経済法 国際法 国際私法 知的財産法 政治学 政治思想史 国際政治論 行政学	論文1科目 選択	×		外国語1科目 選択	英語	×	
					ドイツ語		×		
					フランス語		×		
外国人留学生 入学試験	9月	民法 民事訴訟法 商法 労働法 社会保障法 経済法 国際法 国際私法 知的財産法 政治学 政治思想史 国際政治論 行政学	論文1科目 選択	×		外国語1科目 選択	英語	×	
	2月			P.13~			ドイツ語	×	
学内進学 入学試験	2月								

*選択のなかった科目は掲載していません

【表紙の見方】

×・・・入学試験の実施がなかった等の理由で入学試験問題の作成がなかったもの、または、問題を公開しないもの
斜線・・・学科試験(筆記試験)を実施しないもの

2026年度 法学研究科 前期課程

9月実施入学試験 論文試験問題

注意事項

- * 開始の指示があるまで解答を始めないでください。
- * 指定の六法および国際条約集以外は使用できません（字句の書き込みのあるものは使用できません）。
- * 出願時に届け出た科目で受験してください（科目変更はできません）。
- * 答案用紙は必ず1問ごとに1枚使用し、解答欄の冒頭に選択した問題の番号を明記してください。 **例 → 「問題1。」**
- * 入試種別により試験時間が異なりますので注意してください。
- * 試験開始後、答案用紙上部の記入欄に研究科名・専攻名・課程・受験科目名・受験番号・氏名を記入してください。

記入例：

研究科名	専攻名	課程	受験科目名	受験番号	氏名
法学研究科	法学専攻	前期	民法	31〇〇〇〇〇〇〇	立命 太郎

* 試験時間：前期課程

一般入試	研究コース	10:00～12:00	論文試験（2科目）
	研究コースと法政リサーチ・コース併願	13:00～15:00	外国語試験（1科目）
社会人入試（一般）	リーガル・スペシャリスト・コース	10:00～11:00	論文試験（1科目）
	法政リサーチ・コース		
外国人留学生入試	研究コース	10:00～13:00	論文試験（2科目）
	研究コースと法政リサーチ・コース併願		
	リーガル・スペシャリスト・コース	10:00～12:00	論文試験（1科目）
	法政リサーチ・コース		

2026年度 法学研究科 9月実施入学試験 論文試験問題

法社会学

次の2問中から1問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1. 現代社会において法曹が果たしている、および、果たすべき役割について、弁護士役割論の変遷や平成の司法制度改革の経緯にも触れながら、論じなさい。
2. 女性、子ども、障害者および性的少数者等、「マイノリティ」とされる存在に対する社会的対応と法的対応が、どのように影響しあっているかについて、具体例を挙げながら論じなさい。

憲法

次の2問中から1問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1. 集会の自由について、判例に言及しつつ論じなさい。
2. 日本国憲法 95 条について、論じなさい。

税法

次の2問中から1問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1. 租税回避行為の定義を述べた上で、「租税回避行為の否認」とはどのようなことを意味するのか、具体例を挙げて説明しなさい。また、租税回避行為の一般的否認規定を立法すべきという見解の是非について、憲法上の諸原則を踏まえつつ論じなさい。
2. 弁護士であるAは、自ら弁護士事務所を開設し、弁護士業を営んでいる。Aは、法律問題への助言や相談を業務内容とする顧問契約を複数の会社と締結し、毎月定額の顧問料を受け取っている。当該顧問料は、所得税法上、何所得に当たるか論じなさい。また、Aは、税理士でありAの配偶者であるB(自ら税理士事務所を開設し、税理士業を営んでいる)に自らの所得税にかかる確定申告業務を依頼し、業務量に応じてその都度報酬を支払っていた。Aによるこの報酬の支払いは、Aの所得金額の計算上どのように取り扱われることになるか、判例および学説を踏まえて論じなさい。

(参考条文)

所得税法 56 条 居住者と生計を一にする配偶者その他の親族がその居住者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業に従事したことその他の事由により当該事業から対価の支払を受ける場合には、その対価に相当する金額は、その居住者の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入しないものとし、かつ、その親族のその対価に係る各種所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額は、その居住者の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。この場合において、その親族が支払を受けた対価の額及びその親族のその対価に係る各種所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額は、当該各種所得の金額の計算上ないものとみなす。

政治学

次の2問中から1問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1. 日本の「福祉国家」の特徴を述べたうえで、それらが日本の福祉国家再編にどのような影響を与えているかを論じなさい。
2. 現代民主主義の中でマス・メディアが担う役割について、その世論への影響を述べた理論を1つ以上挙げて論じなさい。

政治思想史

次の2問中から1問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1. 現代社会において、公共性は危機にあるといわれる。公共性に関する代表的な政治思想に論及しつつ、現代の公共性の変容について論じなさい。
2. ジョン・ロールズの『正義論』は政治哲学のあり方を刷新するインパクトを持ち、多くの論争を引き起こした。ロールズに向けられた代表的な批判を一つ以上挙げ、それについて論じなさい。

民法

次の4問中から1問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1. 詐欺取消しと第三者について論じなさい。
2. 差押えと相殺について論じなさい。
3. 賃貸借契約における信頼関係破壊の法理について論じなさい。
4. 不法行為における過失相殺について論じなさい。

商法

次の2問中から1問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1. 設立において、現物出資に関してどのような規制がなされているかを示し、検査役調査がどのような場合に免除されるか、理由を示して説明しなさい。その際に、現物出資財産の価額が定款に記載した額に著しく不足する場合の対処を踏まえて説明すること。
2. 監査等委員会設置会社と監査役会設置会社では、取締役会の役割・権限・取締役会で決めなければならない事項・取締役に委任できる事項の範囲に関して、会社法の規定上、どのような違いがあるかを、関連する条文や背景にある取締役会の役割についての考え方の違いにも触れながら、説明しなさい。

社会保障法

次の2問中から1問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1. 任意加入の公的年金制度に起因する無年金障害者に関する憲法上の問題について、裁判例等をふまえて論じなさい。
2. 非定住外国人への生活保護法の適用について、裁判例等をふまえて論じなさい。

国際私法

次の2問中から1問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1. 分解理論について論じなさい。
2. 外国裁判所による成年後見に関する保護措置の日本における効力について論じなさい。

知的財産法

次の2問中から1問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1. 特許法上の先使用による通常実施権について、判例を踏まえて論じなさい。
2. 同一性保持権(著作権法20条)の内容とその制限について、判例を踏まえて論じなさい。

2026年度 法学研究科 前期課程

2月実施入学試験 論文試験問題

注意事項

- * 開始の指示があるまで解答を始めないでください。
- * 指定の六法および国際条約集以外は使用できません（字句の書き込みのあるものは使用できません）。
- * 出願時に届け出た科目で受験してください（科目変更はできません）。
- * 答案用紙は必ず1問ごとに1枚使用し、解答欄の冒頭に選択した問題の番号を明記してください。 例 → 「問題1.」
- * 入試種別により試験時間が異なりますので注意してください。
- * 試験開始後、答案用紙上部の記入欄に研究科名・専攻名・課程・受験科目名・受験番号・氏名を記入してください。

記入例：

研究科名	専攻名	課程	受験科目名	受験番号	氏名
法学研究科	法学専攻	前期	民法	310000000	立命 太郎

* 試験時間：前期課程

一般入試	研究コース	10:00～12:00	論文試験（2科目）
	研究コースと法政リサーチ・コース併願	13:00～15:00	外国語試験（1科目）
	リーガル・スペシャリスト・コース 法政リサーチ・コース	10:00～11:00	論文試験（1科目）
社会人入試（一般）		10:00～11:00	論文試験（1科目）
外国人 留学生入試	研究コース	10:00～13:00	論文試験（2科目）
	研究コースと法政リサーチ・コース併願		
	リーガル・スペシャリスト・コース 法政リサーチ・コース	10:00～12:00	論文試験（1科目）

2026年度 法学研究科 2月実施入学試験 論文試験問題

法哲学

次の2問中から1問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1. 法的思考と経済学的思考の異同と、経済学的思考を法解釈にもちいることの意義とについて論じなさい。
2. ロールズの「格差原理」について、その代表的な批判に言及しながら説明しなさい。

法史学

次の2問中から1問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1. 「御成敗式目」の概要を説明した上で、その制定目的について、先行研究に言及しつつ論じなさい。
2. 18世紀後半のドイツ諸邦の刑事法改革において、実体法(刑法)分野の改革が大幅に進展したことに比べると、手続法(刑事訴訟法)分野の改革が本格的に実現されていくのは、むしろ19世紀に入ってからのことになる。それでは、18世紀後半の手続法分野の改革においては、どのような点に成果があり、どのような点が課題として残されたのか、具体的に論じなさい。

法社会学

次の2問中から1問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1. 現代社会においては、国家機関が定立し、その執行や実現が保障されているいわゆる「ハード・ロー」だけでなく、企業や私人の行動を事実上規律している「ソフト・ロー」の役割が大きくなっていると言われている。ソフト・ローによる規律がなされている具体例を挙げながら、ソフト・ローが機能する条件や、ソフト・ローによる規律の課題について論じなさい。
2. 司法制度改革審議会を経た平成の司法改革期には、日本人の権利意識の向上と権利実現のための裁判利用の増加が予測されていた。その当時の権利意識及び裁判利用と、四半世紀を経た現在とを対比して、その変化について論じなさい。

行政法

次の2問中から1問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1. 行政行為の職権取消しについて論じなさい。
2. 行政指導の処分性について論じなさい。

国際法

次の2問中から1問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1. 私有財産を国家が収用することに関する国際法上の問題について国際判例などを用いながら論じなさい。
2. 主権免除について説明した上で、集団殺害や拷問といった行為を理由とする損害賠償の請求は主権免除の例外であるとの主張の当否について論じなさい。

刑法

次の2問中から1問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1. 被害者の危険引受けについて、問題となる事例を挙げ、被害者の承諾との異同を踏まえつつ論じなさい。
2. 放火罪の成立要件である「公共の危険」の意義について説明し、その認定方法を判例に即して論じなさい。

刑事訴訟法

次の2問中から1問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1. 刑事訴訟法39条3項の「捜査のため必要があるとき」の解釈につき、捜査機関が弁護人から接見の申出を受けた時点において、現に被疑者の身柄を用いていない場合で、間近い時に被疑者を立ち会わせて実況見分を行う確実な予定があり、弁護人の申出に沿った接見を認めると実況見分を予定通り開始できなくなるおそれがある場合に、接見指定を行うことの是非を、判例・学説に言及しつつ論じなさい。
2. 甲と乙は共謀のうえ、A商店に押し入って現金を奪ったとして、強盗罪で起訴された。甲は一貫して犯行を否認しているが、乙は捜査段階において「甲と一緒に計画して実行した」と供述し、その供述調書が検察側から証拠請求された。公判では、乙は黙秘を貫いており、甲の弁護人は「乙の供述調書は共犯者の自白にあたり、刑事訴訟法第319条2項により、甲の有罪認定の証拠とすべきではない」と主張した。この場合、乙の供述調書のみに基づいて甲の有罪を認定することができるか、判例・学説に言及しつつ論じなさい。

国際政治論

次の2問中から1問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1. 1922年～1941年のドイツとソ連の関係について論じなさい。
2. ベトナム戦争について論じなさい。

民法

次の4問中から1問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1. 取得時効と登記について論じなさい。
2. 抵当権に基づく物上代位における「差押え」の意義について論じなさい。
3. 不法行為責任における賠償範囲の画定について論じなさい。
4. 日常の家事に関する債務の連帯責任と表見代理との関係について論じなさい。

商法

次の2問中から1問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1. 取締役会設置会社である甲株式会社の株主であるAは、その保有する甲社株式（以下、「本件株式」）の全て（200株）を、Bに売却した。Bは、甲社の株主として権利行使ができるようになりたいと考えている一方で、甲社から株主として扱われないならば、本件株式を誰かに買い取ってもらいたいと考えている。以下の小問（1）（2）に答えなさい。なお、甲社は、株券発行会社ではなく、振替株式制度を利用していない。また、Bは、会社法上の手続に関して、Aから必要な協力を得られるものとする。

（1）本件株式が譲渡制限株式ではない場合、①Bが、甲社から株主として扱われるために、あらかじめ実施しておくべき手続は何か。条文を示しつつ説明しなさい。また、②そのような手続が一切なされていないときに、甲社は、自らの判断で、Bに議決権を行使させることは可能か。理由を示しつつ論じなさい。

（2）本件株式が譲渡制限株式であった場合、①Bが、甲社から株主として扱われるために、あらかじめ実施しておくべき手続は何か。条文を示しつつ説明しなさい。また、②そのような手続が一切なされていないときに、甲社は、自らの判断で、Bに議決権を行使させることは可能か。（1）②と比較しつつ、論じなさい。

2. 監査役会設置会社において、取締役が監査役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役会の同意が必要とされる。以下の小問（1）（2）（3）に答えなさい。

（1）必要とされる旨を定める条文を明示した上で、必要とされる理由を説明しなさい。

（2）当該条文によれば、監査役の選任について監査役会には、議案に対する同意権が認められるのに対し、議題に対する同意権は認められないことになる。その理由を説明しなさい。

（3）監査役会の同意を得ないまま株主総会で監査役選任議案が決議された場合における当該決議の効力について説明しなさい。

知的財産法

次の2問中から1問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1. 並行輸入をめぐる特許法上の問題について、判例を踏まえて論じなさい。

2. 応用美術の著作物性について、判例を踏まえて論じなさい。

経済法

次の2問中から1問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1. 私的独占（独禁法2条5項）の成立要件について説明したうえで、特に「他の事業者の事業活動を排除し」の解釈について、判決例及び学説上の議論等を踏まえて論じなさい。

2. 独禁法が、企業結合を規制する趣旨を説明したうえで、「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる」か否かの判断枠組みについて、水平型企业結合と垂直・混合型企業結合とで区別して論じなさい。

【前期課程 一般入試（研究コース）】
2026 年度 法学研究科
2 月実施入学試験 英語 試験問題

注意事項

- * ① ② ③ の英文のうち、2 問を選んで全文を和訳しなさい。
 - ・注・出典は除きます
 - ・取り消し線で抹消した部分は訳す必要はありません
- * 開始の指示があるまで解答を始めないでください。
- * 外国語辞書の持込は可（ただし、電子辞書等は認めません）。
- * 答案用紙は必ず 1 問ごとに 1 枚使用し、解答欄の冒頭に選択した問題の番号
① ② ③ を明記してください。 例 →②
- * 試験開始後、答案用紙上部の記入欄に研究科名・専攻名・課程・受験科目名・
 受験番号・氏名を記入してください。

記入例：

研究科名	専攻名	課程	受験科目名	受験番号	氏名
法学研究科	法学専攻	前期	英語	31〇〇〇〇〇〇〇	立命 太郎

* 試験時間：前期課程 一般入試（研究コース）：13:00～15:00（外国語 1 科目）

①

The Birthright Citizenship Act of 2025 (H.R. 569), which aims to end the automatic right to citizenship for all people born in the U.S., was introduced early in the new Congress back in January 2025. It's languished in committee ever since, but may get a new lease of life in 2026 thanks to President Trump's Executive Order 14160 and a hotly anticipated Supreme Court showdown. So let's take a closer look at the bill, the historical context, what other countries do, and finally an assessment of the chances of such a seismic change actually coming to pass.

{中略}

H.R. 569, titled the Birthright Citizenship Act of 2025, amends Section 301 of the Immigration and Nationality Act (8 U.S.C. § 1401). The bill explicitly “acknowledg[es] the right of birthright citizenship established” by the Fourteenth Amendment, then attempts to define “subject to the jurisdiction” in a way that limits automatic citizenship at birth to children born in the United States where at least one parent falls into one of three categories.

Under the bill’s definition, a U.S.-born child would be considered “subject to the jurisdiction” only if one parent is a U.S. citizen or national, a lawful permanent resident whose residence is in the United States, or a noncitizen with lawful status who is performing active service in the U.S. armed forces. In practical terms, this would deny automatic U.S. citizenship at birth to children born on U.S. soil to parents who are both undocumented, and also to many children born to parents who are lawfully present but “temporary” (for example, students, many workers on time-limited visas, and visitors), unless a parent fits one of the bill's qualifying categories.

The bill also makes clear it is not retroactive: it states the amendment “shall not be construed to affect” the citizenship or nationality status of anyone born before enactment. So no current citizens need fear being stripped of their nationality — a practical impossibility in an case.

The bill was introduced on January 21, 2025 and referred to the House Committee on the Judiciary the same day. Since then, it has not progressed.

8 U.S.C.§1401=8 the United States Codes §1401

【出典】

Rogers, Stephen. (2026, January 8). IssueVoter Bill of the Month (Jan 2026): The New Fight Over an Old Promise - Birthright Citizenship. *BillTrack50*. <https://www.billtrack50.com/info/blog/issuevoter-bill-of-the-month-jan-2026-the-new-fight-over-an-old-promise-birthright-citizenship>

②

The adoption of the UDHR in 1948 was shrouded with diverging views on its legal character, a fundamental ambiguity that has not yet been settled.²⁶ Indeed, it is an instrument with moral, political and legal significance,²⁷ but the question of its binding or non-binding character is still divisive for doctrine. However, it is without a doubt the foundation of an international legal regime that, 75 years later, continues to evolve into other declaratory or mandatory instruments.²⁸

It is undeniable that the Universal Declaration of Human Rights enjoyed at the moment of its adoption a visible political support, as evidenced by the voting that took place on the late hours of 10 December 1948. Without any vote against it, the General Assembly adopted resolution 217(III) by 48 votes, with eight abstentions, where all different regions of the world were represented. This was indicative of the concern by the different UN Member States on the need to establish a political platform that could guide not just the work of the organization, but also serve as a reference point for States in relation to the question of human rights. There was, in general terms, no disagreement regarding the need to establish an instrument of a declaratory nature, that would establish a political platform serving as a harbinger for further legalization and codification.²⁹

Indeed, the evolution of the UDHR into international legal instruments has been remarkable; ~~with the adoption of nine core treaties, three optional protocols addressing specific substantive issues,²⁹ and six optional protocols focused on follow-up measures, including communications procedures and monitoring mechanisms.³⁰~~ This complex web of treaties and bodies has led to the consolidation of a global architecture for the protection of human rights, complemented by a set of political and technical mechanisms deriving from the principles and bodies established in the UN Charter, including inter alia the Special Procedures³⁰ and the Universal Periodic Review,³¹ where the “relativity” of treaty obligations is challenged by the universal scope and reach of such mechanisms.

the UDHR = The Universal Declaration of Human Rights
the UN = the United Nations

【出典】

Used with permission of Brill Nijhoff, from *The Universal Declaration of Human Rights : A Commentary*, "The 75th Anniversary of the Universal Declaration of Human Rights" by Humberto Cantú Rivera, 2023; permission conveyed through Copyright Clearance Center, Inc.

③

Some 3.4 million couples cohabit instead of marrying and cohabitation is the fastest growing family type. Cohabitation attracts legal recognition in some areas: the availability of protections from domestic abuse, for example. But it does not attract recognition in material ways that can be harshly felt when the relationship ends, be it through separation or death. There are no powers for courts to adjust each party's property or make maintenance awards, leaving cohabiting couples reliant on the rules of property law.

The results can be unpalatable, unfair, and sometimes personally disastrous for cohabiting partners who find themselves financially interdependent or economically disadvantaged through decisions taken during a relationship. The problem is compounded by widespread misunderstanding, with the 'common law marriage myth' leading many to believe incorrectly that cohabiting relationships generate legal recognition and protective rights akin to a marriage. In 2018, the last British Social Attitudes survey to measure the prevalence of belief in this myth found that 47 per cent of respondents held it. This proportion held constant among individuals who were themselves cohabiting. The report noted the tenacity of the myth, observing that its prevalence had only dropped slightly since it was first measured in 2000.

On the surface, therefore, it is difficult to argue against the logic of communicating information about which legal obligations and consequences cohabitation does and does not generate so that it is received before such relationships form, or at least before they end. It is clearly long before the break-up of a cohabiting relationship that such information is useful or actionable.

【出典】

Leanne Smith, Family Law for Family Life: Rethinking the Boundaries of Family Law, *Current Legal Problems*, Volume 78, Issue 1, 2025, Pages 271–306, <https://doi.org/10.1093/clp/cuaf001>

2026年度 法学研究科 後期課程

2月実施入学試験 論文試験問題

注意事項

- *開始の指示があるまで解答を始めないでください。
- *指定の六法および国際条約集以外は使用できません（字句の書き込みのあるものは使用できません）。
- *出願時に届け出た科目で受験してください（科目変更はできません）。
- *答案用紙は必ず1問ごとに1枚使用し、解答欄の冒頭に選択した問題の番号を明記してください。 例 → 「問題1.」
- *入試種別により試験時間が異なりますので注意してください。
- *試験開始後、答案用紙上部の記入欄に研究科名・専攻名・課程・受験科目名・受験番号・氏名を記入してください。

記入例：

研究科名	専攻名	課程	受験科目名	受験番号	氏名
法学研究科	法学専攻	後期	民法	310000000	立命 太郎

*試験時間：後期課程

一般入試	10:00～13:00 外国語試験（2科目） ※ 出願時届出者は、外国語科目1科目を専門科目に代えて受験
一般（法務）入試	10:00～13:00 論文試験（1科目）外国語試験（1科目）
外国人 留学生入試	10:00～12:00 論文試験（1科目）

2026年度 法学研究科 2月実施入学試験 後期課程 論文試験問題

知的財産法

次の2問中から1問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1. 特許法における属地主義の原則について、判例を踏まえて論じなさい。
2. 図形著作物(著作権法10条1項6号)の著作物性について、学説を踏まえて論じなさい。